

地域医療を支える はいなんの会 会則

(名称)

第1条 本会は、地域医療を支える はいなんの会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、牧之原市及び吉田町の地域医療について学び、支えることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、行政等関係団体と連携しながら、次の活動を行う。

- (1) 地域医療に関する学習
- (2) 地域医療に関する住民への啓発
- (3) 地域医療に関する団体等との交流

(入会の資格)

第4条 本会に入会できる者は、会の目的に賛同し、活動できる者とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人

第6条 本会に次の会計監査を置くことができる。

- (1) 会計 1人
- (2) 会計監査 2人

(役員を選任)

第7条 役員は、会員の中から互選する。

2 会計監査と会長、副会長は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計監査は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長の業務執行の状況を監査すること。

(役員任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計)

第10条 本会の経費は、寄付その他の収入をもって、これに充てる。

(総会)

第11条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とし、次の事項について審議する。

(1) 事業計画

(2) 予算及び決算

(3) 会則改正

(4) その他必要事項

(総会の定足数及び議決)

第12条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

2 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(会計報告)

第14条 本会の会計報告は、毎年総会時に行う。

附 則

この会則は、平成26年9月23日から施行する。